

受入れ人材育成支援奨励金 創設（平成26年3月）

労働移動支援助成金は、3月1日（予定）以降に再就職援助計画等を提出した事業主から、
拡充後の制度が利用可能になる予定ですのでご注意ください。

労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）は、
①再就職援助計画の対象となった労働者等を雇入れるか、
②移籍によって受入れるか、
③出向によって受け入れた後に移籍に切り換えるか、



その労働者に対して訓練（Off-JTのみ又はOff-JTとOJT）を行った事業主に対して
助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としています。

- 訓練の実施計画の提出日が施行日以降である場合に適用になります。
- 支給対象者1人あたりの支給額は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成と 訓練経費助成	1時間あたり800円と実費相当 ただし上限30万円
OJT	訓練実施助成	1時間あたり700円